

蒲郡市モーターボート競走場インバウンド本場誘致企画運営業務委託仕様書

1 業務名

蒲郡市モーターボート競走場インバウンド本場誘致企画運営業務

2 業務目的

日本のユニークなエンターテインメントとしてのボートレース周知のため、外国人に向けた誘致企画を実施することで、新規顧客層の獲得と、ボートレース場の国際的な認知度向上を図ることを目的とする。

3 提案内容について

企画のターゲット層は訪日外国人及び在日外国人とする。それぞれのターゲット層に向けて2種の企画提案を行うこと。（詳細は下記4及び5業務方針のとおり）各種提案は、令和8年2月1日施行「ボートレース広告・宣伝指針」を遵守し、ギャンブル依存症対策に十分留意すること。

4 業務方針（訪日外国人）

以下の方針を基に蒲郡市モーターボート競走場インバウンド本場誘致企画運営業務（訪日外国人）を進める。

(1) ターゲット層

訪日外国人であり、欧米、英語圏等を中心とするギャンブルへの理解を持つ層に向けた提案とすること。

(2) 本場誘致

本業務は、訪日外国人がボートレース蒲郡に来場し、舟券の購入から払い戻しまでの一連の流れを体験するツアー構成とする。また、これら一連の流れを訪日外国人が円滑に対応できるように支援できる体制であること。

(3) 企画内容

ツアー構成には、舟券の購入体験のほかに、訪日外国人の来場を促進するプログラムを含めること。このプログラムは、ボートレース蒲郡場内で実施すること。

(4) 来場支援

訪日外国人のボートレース蒲郡までの移動は、受託業者が主要な交通拠点（名古屋駅、中部国際空港等）からバス等で送迎を実施すること。

(5) 募集方法

本企画の申込は、訪日外国人向けの旅行サイト及び旅行代理店を通じて行われるようにすること。その取扱をする組織は、旅行業務取扱管理者を選任し、管轄する都道府県知事から旅行業登録制度の登録を受けていること。

(5) プロモーションの実施

ターゲット層への目に留まるよう SNS を活用した広告や申込媒体へのアクセス数を増やす取組等、効果的なプロモーションを実施すること。

(6) 多言語対応の方法

訪日外国人のボートレースへの理解を深めるため、ツアーガイドを設けること。また、ツアーガイドは通訳としての役目だけでなく、ボートレースの魅力を十分に伝えられるよう、受託業者による研修を事前に実施すること。

(7) 効果測定

受託業者は参加者に対し、ツアー満足度の調査のためアンケートを実施すること。アンケート等を基に、企画に関する実績及び分析結果を記載した実施報告書を作成し、提出すること。実施報告書には企画参加者数と参加者の出身国を含めること。実施したプロモーションに静止画（チラシ等）または動画（CM、Youtube 等）を含める場合は、その内容を提出すること。

5 業務方針（在日外国人）

以下の方針を基に蒲郡市モーターボート競走場インバウンド本場誘致企画運営業務（在日外国人）を進める。

(1) ターゲット層

在日外国人であり、ギャンブルへの理解を持つ層に向けた提案とすること。

(2) 本場誘致

本業務は、在日外国人がボートレース蒲郡に来場し、舟券の購入から払い戻しまでの一連の流れを体験するツアー構成とする。また、これら一連の流れを在日外国人が円滑に対応できるように支援できる体制であること。

(3) 企画内容

ツアー構成には、舟券の購入体験のほかに、在日外国人の来場を促進するプログラムを含めること。このプログラムは、ボートレース蒲郡場内で実施すること。

(4) 募集方法

本企画の申込は、在日外国人向けの旅行サイト及び旅行代理店を通じて行われるようにすること。その取扱をする組織は、旅行業務取扱管理者を選任し、管轄する都道府県知事から旅行業登録制度の登録を受けていること。

(5) プロモーションの実施

ターゲット層への目に留まるよう SNS を活用した広告や申込媒体へのアクセス数を増やす取組等、効果的なプロモーションを実施すること。

(6) 多言語対応の方法

在日外国人のボートレースへの理解を深めるため、ツアーガイドを設けること。また、ツアーガイドは通訳としての役目だけでなく、ボートレースの魅力を十分に伝えられるよう、受託業者による研修を事前に実施すること。

(7) 効果測定

受託業者は参加者に対し、ツアー満足度の調査のためアンケートを実施すること。アンケート等を基に、企画に関する実績及び分析結果を記載した実施報告書を作成し、提出すること。実施報告書には企画参加者数と参加者の出身国を含めること。実施したプロモーションに静止画（チラシ等）または動画（CM、Youtube 等）を含める場合は、その内容を提出すること。

6 業務金額

業務金額は下記のとおり提案すること。業務金額の各費用は、2 種の企画を合わせた費用を計上するものとする。見積書は業務内容ごとに内訳を記載すること。

(1) プロモーション費用

2, 0 0 0, 0 0 0 円以内で提案すること。（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(2) その他運営に関する費用

8, 0 0 0, 0 0 0 円以内で提案すること。（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

7 実施期間

令和 8 年 1 1 月 9 日（月）から令和 9 年 2 月 2 7 日（土）までの期間内に実施するボートレース蒲郡のレース開催日に、各種ターゲット層に向けたツアーをそれぞれ 1 日以上実施すること。提出する提案書には、実施日を提示すること。ただし、令和 8 年 1 2 月 6 日（日）から令和 8 年 1 2 月 1 1 日（金）までの期間と、令和 9 年 1 月 1 日（金）から令和 9 年 1 月 6 日（水）までの期間については実施日から除くものとする。

8 契約の解除等

受託者が次の事項に該当した場合、それが契約締結前にあつては、契約は締結しないこと、契約締結後にあつては契約を解除し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 契約締結後における契約解除要件等

ア 受託者が倒産し、若しくは解散したとき又は社会的に非難される事件を起こしたとき。

イ 本市に提出した書類に虚偽の記載があることが判明したとき。

ウ 受託者の財務状況が著しく悪化し、業務の履行ができないとき又は履行の見込みがないと本市が認めたとき。

エ 契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと本市が認めるとき。

オ 本市が行う必要な指示（改善勧告）に従わないとき又は指示内容に係る改善が見られないとき。

カ その他業務委託することが不可能となった場合、又は著しく不適当と認められる事情が生じた場合

(2) 損害賠償

上記(1)により契約解除等があった場合、受託者は委託者に生じた損害を賠償しなければならない

9 業務実施にあたっての注意事項

(1) 契約事項の解釈に疑義が生じた場合又は契約書の定めのない事情が生じた場合は、その都度、委託者と協議すること。

(2) 受託者が業務上作成し又は取得した文書・情報等は、業務期間終了後、本市に引き渡すこと。